

# 収納率向上に向けた取組

令和8年2月20日（金）行政改革懇談会

# 目次

1. 債権管理課が創設された経緯
2. 債権管理課が受け持つ債権とその現状
3. 収納率向上対策について

# 1 債権管理課が創設された経緯

## 1-1 発端

町の債権を確実に回収することは非常に重要

- ・負担の公平性
- ・自主財源の確保

平成29年度～

債権対策会議

委員長

副町長

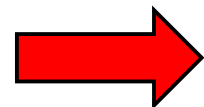
委員

債権を所管する部長（当時：理事）

債権対策推進委員会（債権対策会議の下部組織）

委員

債権を所管する課長（当時：統括）



全庁的に統一した適正な取組みを推進

## 1 - 2 課題

- ① 改善の余地のある債権管理体制
- ② 各部署間で別々の債権管理手法
- ③ 専門的な知識やノウハウの不足

## 1 - 3 対策

① 改善の余地のある債権管理体制

➡ 債権管理条例等の策定

② 各部署間で別々の債権管理手法

➡ 債権管理マニュアルの策定

③ 専門的な知識やノウハウの不足

➡ 債権管理課の創設★

## 2 債権管理課が受け持つ債権とその現状

### 2-1 債権の種類

#### ①強制徴収公債権

- ・ 租税
- ・ 「国税の滞納処分の例により処分できる」旨の定めがある債権  
(例：町税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料)

➡ 裁判所の手続きを経ずに強制徴収が可能

#### ②非強制徴収公債権

- 法令に基づく債権のうち、強制徴収できる旨の規定がない債権  
(例：し尿処理手数料、幼稚園一時預かり使用料)

#### ③私債権

- 契約等に基づく債権  
(例：水道料金、給食費、奨学金)

➡ 強制徴収するために裁判所の手続きが必要

## 2 - 2 債権管理課の受け持つ債権

各債権所管部署が法令や契約に基づき賦課等を行った債権が様々な理由により滞納となり、決算終了後、年度を繰り越した債権を債権管理課が引き継いでおります。

### 参考

引き継いだ債権件数（令和7年度）

・ 町税	1 1 9 4 件
・ 町税以外の強制徴収公債権	8 7 件
・ 非強制徴収公債権及び私債権	7 2 件

## 2 - 3 収納率の推移

(単位：%)

債権名		令和4年度	令和5年度	令和6年度	参考（令和6年度調定額）
強制徴収公債権（町税）	現	98.9	98.9	99.0	約62億円
	滞	27.8	29.5	33.8	約2億円
強制徴収公債権（町税以外）	現	98.7	98.9	99.2	約3億円
	滞	29.8	42.6	32.5	約800万円
非強制徴収公債権	現	99.3	98.6	99.6	約380万円
	滞	23.2	30.0	32.9	約28万円
私債権	現	97.8	98.6	99.2	約1億5,500万円
	滞	6.6	11.7	21.7	約1,700万円

# 3 収納率向上対策について

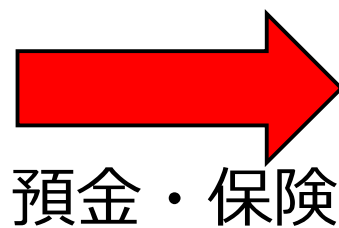
## 3-1 財産調査の電子化

強制徴収公債権の滞納処分のための財産調査の権限  
預貯金、生命保険、給与等・・・

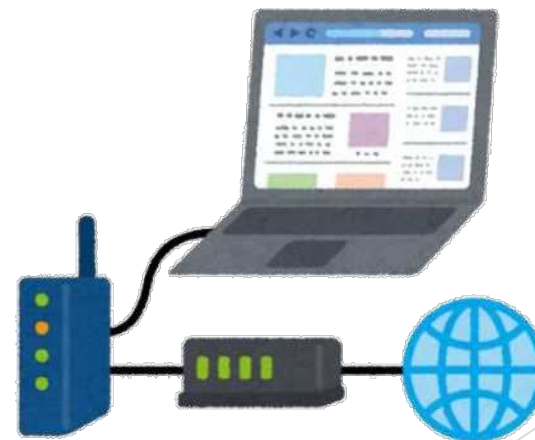
従来



書面の郵送による照会



令和5年度～



電子照会システムを導入

## 財産調査の電子化のメリット

- **回答までの期間が大幅に短縮**  
1週間～2か月 → 2日～1か月
- **事務の省力化**  
照会文書作成、封入作業、返信用封筒が不要に
- **ペーパーレス化**

## 電子照会導入の効果

- 回答までの期間短縮による一人当たりの**処理件数の増大**
- 滞納整理事務の**効率化**
- 電子化による郵便料金の**削減**

## 3 - 2 新たな財産の差押

### 従来（主なもの）

- ・ 預貯金
- ・ 給与
- ・ 売掛金
- ・ 生命保険
- ・ 自動車
- ・ 不動産 etc...



### 新たな財産

- ・ キャッシュレス決済  
(PAYPAY、auPAY、AirPAY etc...)



## 3-3 広報の工夫

### 12月は税収確保重点月間です

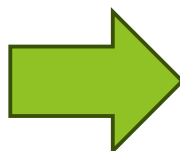
債権管理課では、12月を税収確保重点月間と位置づけ、滞納者に対する催告の強化、集中的な差押えの実施など、町税の滞納整理に重点的に取り組みます。■**税・料金などは納期限内に納めましょう** 税金や各種料金などは、さまざまな行政サービスを行うための貴重な財源であり、納付しない人が増えると十分なサービスが行えなくなります。住民のみなさまが安心して快適な生活を送ることができるよう、今一度納期限を確認いただき、納期限内の納付にご協力ください。■**滞納が続くと** 債権管理課では、納期限を過ぎても納付していただけない人に対して督促状を送付した後、文書や電話・訪問などにより納付の催告をしています。それでも納付していただけない場合は、納期限内に納めていただいている人との公平性を保つため、法律に基づいた財産調査や家宅捜索を行い、預貯金・給与等の財産の差押や、裁判所を通じた法的措置を行います。



▲家宅捜索、タイヤロック

■**お早めにご相談を** 督促状を放置したり、催告を無視したりしても問題の解決にはなりません。電話でも、窓口にお越しいただいても結構です。ぜひ一度ご相談ください。なお、毎月第4日曜日の午前9時から12時まで、休日納付相談窓口を設置していますので、平日にご都合がつかない方はご利用ください。■**口座振替をご利用ください** 町では「忘れず安心、便利な口座振替」による納付を推奨しています。納税通知書などに記載している各金融機関の窓口や役場窓口で簡単にお申し込みいただけます。

☎財務部債権管理課 ☎079-435-0348



12月は税収確保重点月間です ☎債権管理課 ☎079-435-0348

令和6年度の納付率（現年度分）は**99.41%**  
ほとんどの人に納付いただいています

滞納を放置すると ▶延滞金が増え続けます  
▶勤務先などに調査をします  
▶財産を差し押さえます

- 忘れず安心の口座振替のご利用をお勧めします
- QR付き納付書はアプリで納付できます
- 毎月第4日曜日9時～12時は休日納付・相談日です



★自主納付を促すよう工夫しました。

## ま と め

債権対策会議等で課題の洗い出しとその解決方法を協議し、債権の管理方法、債権回収の手法、債権一元化により収納率向上に一定の効果が出ました。

今後、さらに収納率向上を目指すため、情報収集、創意工夫により、効率的で効果的な方法を模索していきます。